

大阪市立住之江中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年法律第71号 第2条）

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。またいじめを受けた子どもを早急に救済し、「人間関係」よりも「個人の尊厳」を守ることを最優先し、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫く。

2 本校の基本方針

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、人権尊重の精神を基盤とし、互いに認め合い、「いじめ」のない集団の育成のために「大阪市立住之江中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止を最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組

- ・人権教育の充実

(仲間を大切にする・相手の立場に立ち共感的に考える・互いに理解し支え合う)

- ・道徳教育の充実

(人間尊重の精神に根ざした豊かな心を育てる教育活動を推進する)

- ・体験学習の充実

(自然体験、職場体験、ボランティア体験、福祉体験等を更に充実させる)

- ・言語活動を重視した特別活動の充実

(生徒会によるあいさつ運動・ボランティア清掃等の活動を充実させる)

② 未然防止・早期発見のための取組

- ・日々の観察

(学活や清掃等、教職員が生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける)

- ・教育相談

(教職員と生徒の信頼関係を形成し、日頃から気軽に相談できる環境をつくる)

- ・スクールカウンセリング

(気になる生徒に対して、毎週1回のスクールカウンセリングを活用する)

- ・いじめ実態調査アンケート

(学期に1回以上、6月・11月・2月に実施し、早期発見の手立てとする)

③家庭・地域との連携

- PTA 実行委員会や懇談会等を通じて、実態・指導方針等の情報交換をする。
(ホームページ等を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う)

3 いじめの未然防止の取組

<基本姿勢>

いじめはどの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事案をふまえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善

- ① 学習規律の確立や配慮を要する生徒への対応で重要な点
 - 「学校は勉強するところであること」を生徒や保護者に意義づけする。
 - 教職員が同じ方針で指導にあたり、授業規律を徹底する。
- ② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおいての具体的な取組
 - 国語・数学・英語を中心に、習熟度別少人数授業を実施する。
 - タブレット端末プロジェクター等の ICT 機器を活用した授業の導入。
- ③ 指導力の向上に関しての取組
 - 「研究支援事業」等を積極的に活用し、研究授業の活性化を図る。
 - OJT 研究授業や年 6 回土曜参観等の機会を活用し、お互いの授業を参観する。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 一人ひとりが活躍することができる活動を充実させるための取組
 - 事業所の人を講師とした職業講話（1年2月）
 - 職場体験学習（2年10月）
 - 高等学校による出前授業（3年8月）
- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり
 - ボランティア隊による校内外の清掃活動
 - 生徒会による「花いっぱい」活動
- ③ 生徒を認め、ほめる指導を充実させるための取組
 - 朝のあいさつ運動（毎日）
 - 生徒会を中心とした服装改善の取組

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組
 - 道徳・人権教育、特別支援教育、多文化共生教育の3つを柱とした3年間の人権教育啓発推進計画を立て、相手の人権を尊重し、豊かな心を育てる。
- ② 道徳教育や学級活動の充実を図る取組
 - 道徳の授業において、生徒の発達段階や特性等をふまえ、「いじめ」防止の観点から自分自身の生活や行動を振り返らせる。
 - 日常の学級活動の時間を重視し、他人を思いやる心や人権意識を高揚させ、「いじめ」をしないという人間性豊かな心を育てる。

③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導

- ・教職員に「認められた」という自己有用感を持たせ、生徒との信頼関係を築く。
- ・心通い合うあたたかい学級経営や教育活動を、学年や学校全体で展開し、生徒の自律の精神を養う。

④ 情報モラルに関する取組

- ・人権教育の取組や技術科の授業を通じて、悪口や誹謗中傷等のネット上のいじめを防止する。
- ・企業等による研修会を、生徒・教職員・保護者に対して実施する。

(4) 教職員のいじめ問題への対応能力の向上

①校内研修の実施

- ・学校におけるいじめ対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、年3回の校内研修において、いじめ問題に関する研修プログラムを実施する。

4 いじめの早期発見についての取組

〈く基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 生徒観察の充実と情報の共有化

(些細な変化に気づくことができる体制づくり)

※いじめの可能性に気付いた教職員は直ちに管理職に報告

② 変化の記録

(5W1H … 誰が 何を いつ どこで なぜ どのように)

③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施

④ スクールカウンセラーの活用

⑤ 外部機関との連携

(住之江警察署・こども相談センター・難波サポートセンター等)

⑥ いじめ相談窓口の周知

○電話教育相談（こども専用）こども自身から悩みなどの相談

電話：06-4301-3140

（月から金曜（祝日、年末年始を除く）9時～19時受付）

○24時間電話いじめ相談 … 毎日24時間相談をお受けします。

電話：0120-0-78310

月～金曜 9時～19時（祝日、年末年始を除く）電話：06-4301-3140

5 いじめの早期解決の取り組み

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒の「個人の尊厳」を最優先し、直ちに救済し、安全確保するとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ②全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくり（情報の共有化・教職員の連携等）
- ③被害生徒の保護、加害生徒への指導
- ④警察などの関係機関との連携
- ⑤家庭・地域との連携
- ⑥ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用
 - ・企業や関係機関等のアドバイザーによるネット上のいじめに関する講習会
 - ・大阪府警察本部やアドバイザーが設置する専用相談電話の活用
 - ・大阪府警察本部やアドバイザーから提供される最新情報の共有

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

①いじめ・不登校対策委員会

〈構成員〉・主任会と兼ねることで、週に1回の情報交換を行う。

- ・校長【委員長】・教頭・生徒指導主事・生活指導部部長・教務主任・学年主任
人権教育主担・保健主事・養護教諭

〈役割〉

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、
共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急に開催し、迅速な情報の共有、関
係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

②事案発生時の委員会の設置など

- ・事案発生時は、主任会の構成員に加え生活指導部長・養護教諭を加える。
また、必要に応じて当該学級担任も参加させる。

③校内研修会の実施

- ・校内研修会年間計画に位置づけ実施する。
- ・必要に応じて、職員会議等を活用し実施する。

【年間計画】

いじめ・不登校対策委員会 年3回

- 1 学期 4月 指導方針、年間計画等、「いじめについて考える日」について
- 2 学期 9月 アンケート結果から情報共有、2・3学期の計画（中間評価）
- 3 学期 2月 アンケート結果から情報共有、本年度のまとめ、来年度の課題検討
(最終評価)

【アンケート調査等】

- ①生徒対象いじめアンケート調査 年3回以上（5月・11月・2月）
- ②学期末懇談を通じた保護者からの聞き取り調査 年2回（7月・12月）
- ③教育相談を利用した学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（9月・1月）

【研修会】

- ・生活指導研修会（4月）
- ・人権教育実践研修会（11月）
- ・いじめ校内研修会（年3回）

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ①ホームページや学年通信などによる情報発信・啓発
 - ・学校の様子や情報をタイムリーに発信する。
- ②学校協議会への提案・協力体制
 - ・事案が発生した場合、速やかに学校協議会会长に連絡し、協力体制を整える。
- ③委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請
 - ・住之江警察署・こども相談センター・難波サポートセンターとの情報交換を日頃から密に行う。
- ④保護者とともにいじめを考える。
 - ・いじめについての講演会に保護者も参加してもらい家庭でもいじめについて考えてもらう。

（3）取組内容の検証

- ①取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法
 - ・教職員およびPTA役員に、取組評価アンケートを実施する。
 - ・学校協議会やPTA実行委員会で意見を聞き、取組方法の工夫改善を行う。

7 教育相談体制

- ・夏季休業明けの9月と冬季休業明けの11月に教育相談アンケートを実施し、そのアンケートをもとに全校生徒に学級担任が教育相談を行う。教育相談で気になる内容は学年、生活指導部、管理職に報告し、対応にあたる。
- ・アンケート内容→資料集

8 生活指導体制

- ・問題行動が発生した際、教師1人で対応せず、下記のチャートをもとに連携して対応に当たる。

問題行動等発生時の対応

問題行動等

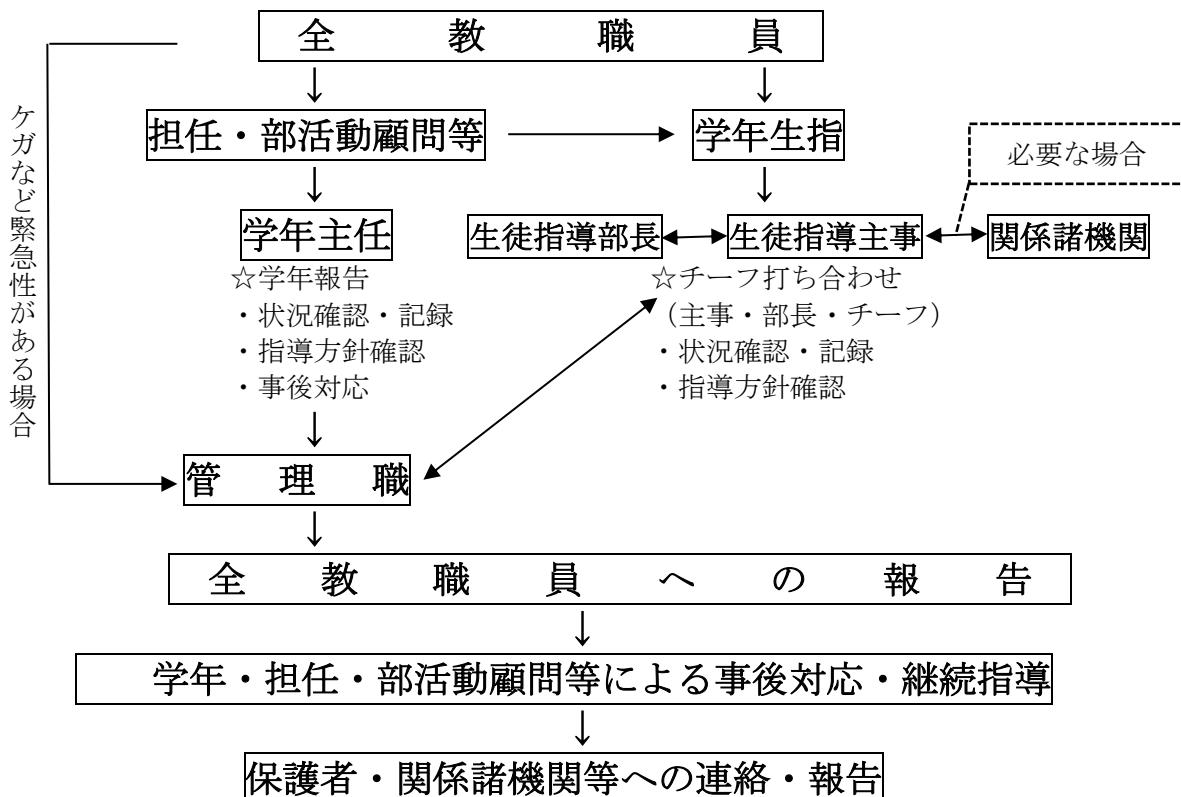
【問題行動の例】

- 服装・頭髪等違反 ○暴力（生徒間・対教師） ○いじめ（ネット上を含む）
- 喫煙・飲酒 ○器物損壊・落書き ○自転車通学 ○授業離脱・妨害
- 携帯電話等の持ち込み など

【問題行動の発見につながる例】

- 週のふりかえり、いじめアンケート等によって出てきた事象
- 教育相談、保健室、スクールカウンセラー等によって出てきた事象 など

↑発見



※担任・顧問が単独で対応するのではなく、学年・生活指導部での対応とし、管理職に報告する。また管理職・生活指導部が対応した場合も学年・部活動と情報共有をする。

9 重大事案への対処

- ア) 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応する。

※以下の①～④について、学校長の判断と指示のもと迅速に対応できるよう、教頭・生徒指導を中心とした体制を整えておく。

- ①学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）
- ②調査組織の設置や事実関係の明確化
- ③被害生徒及びその保護者への適切な情報提供
- ④教育委員会への報告

※ いじめ対応の流れ

